

(蕨市避難所運営マニュアル付則) 感染症発生時における避難所開設・運営方針

令和2年4月7日、埼玉県を含む地域に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令され、本市においても様々な感染予防措置を講じたところですが、仮にこのような状況下で災害が発生し、避難所を開設・運営しなければならない場合には、特別な対応が必要となることから、あらかじめ方針を定めます。

避難所運営委員会の担当班	①＝総務班
	②＝食料・物資班
	③＝施設管理班
	④＝保健・衛生班
	⑤＝在宅支援班
	記載なし＝市が担当

1. まずは住民の皆様には次の事項を周知し、協力を依頼します。
 - ・可能な限り在宅避難（浸水時には垂直移動等により避難）する
（在宅避難者への物資の供給等は指定避難所で実施：⑤②）
 - ・安全な親族、友人宅へ避難可能な場合はそちらへ避難する
2. 在宅避難等が不可の皆様には次の事項を周知し、協力を依頼します。
 - ・各指定避難所の収容人数が通常よりも減少するため、ご希望の避難所に入所できない場合がある
 - ・避難時に飲料水や常備薬等のほか、マスク、消毒液、体温計、タオル等、感染防護に必要な物資を各自持参する（特にタオルの供用による感染を防ぐ）

3. 指定避難所開設（避難者収容）時において次の措置を講じます

- 学校施設については教室を含め可能な限りのスペースを開放
（教室にはブルーシートを敷き、速やかに授業再開できるようにする：㊦）
- 入所時に非接触型体温計等を使用し検温するとともに症状の有無を聴き取る
（参考資料 1「健康管理チェックリスト（入所時）」を活用し、発熱、強い倦怠感、息苦しさの有無等を確認する：㊦）
- 参考資料 2-1「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）
〈避難受付時〉」、参考資料 2-2「健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）」を参考に、避難所のレイアウトを決める（避難者間の間隔を 2m 程度空けることを意識して過ごしていただく）：㊦
- 特にリスクの高い基礎疾患を有する人等が滞在する場合には、可能な限り専用の部屋を設ける：㊦
（不可の場合は、室内用テント等を優先的に利用して飛沫感染を防ぐ）
- 有症状者の隔離
（参考資料 3「発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）」を参考に、可能な限り個室とし、やむを得ず同じ症状・兆候がある人と同室にする場合には、室内用テント、ビニールシート、布等で区切るなど工夫する：㊦㊦）
（一般の避難者とは交わらないよう完全に区別する：㊦）
（物資を手渡さないなど避難所担当者との有症状者の接触を最小限にする：㊦）
（避難所長は、有症状者の状況について支部長に報告する）
（感染が疑われる場合には、保健所等と連携し、検査・入院の調整を行う）
（症状等について医師に連絡した上で、個別に有症状者の処遇を決める）
- 校庭等における車中泊、テント泊を特例で許可
（車中泊者に対してはエコノミークラス症候群について注意喚起する：㊦）
（車内、テント内での一酸化炭素中毒について注意喚起する：㊦）

4. 指定避難所運営時において次の措置を講じます

- 避難者、担当職員ともに常にマスクを着用：㊦
(マスクが無い場合は、布で鼻や口を覆う)
- 掲示物等により手洗い、手指消毒、咳エチケットの徹底：㊦
(特に食事前やトイレの後には必ず手洗いもしくは手指消毒をする)
- 市は感染対策用物資を可能な限り提供する
- 十分な換気：㊦
- 人がよく触れる箇所や物品を中心に定期的な消毒：㊦
- 食事時間をずらして密集・密接の場면을減らす：㊦
- 食器や哺乳瓶は使い捨て可能なものを優先して使用する：㊦
- 食事を含め物資は避難者が各自取ることのできるようにし、手渡ししない：㊦
- 保健師の巡回による避難者の健康状態の確認：㊦
- 避難者自身による毎日の検温：㊦
- 避難者に対し、熱のほか、強い倦怠感、息苦しさ、味覚・嗅覚障害を感じた場合にはすぐに申し出るよう周知する：㊦
- マスコミの取材は原則として許可しない：㊦
- ボランティアについても入所時に検温及び症状の有無を聴き取り：㊦
- 発熱者が出た場合は、参考資料4「新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト(例)〈避難受付以降〉」を参考に、速やかに一般の避難者と隔離する：㊦

5. 指定避難所以外の避難所開設に向けて次の事項を検討します

- 市内ホテル等の借上げ
- 自治会館、町会会館等の利用
- 協定締結自治体への避難者受入れ打診

6. 避難所閉鎖時に次の措置を講じます

- 有症状者が使用したスペースを中心に消毒する：㊦

7. その他

- 必要に応じ公園での車中泊、テント泊の許可も検討する
- やむを得ず、一時的に感染確認者を避難所に留め置かなければならない場合には、敷地内の別の建物へ収容することや、感染確認者専用の避難所を別に設けることも検討する（参考資料 4 を参照）
- 市は、居宅の耐震化、家具転倒防止、感震ブレーカーの設置により、在宅避難することのできる可能性を高めるよう、引き続き啓発する

健康管理チェックリスト（入所時）

避難者氏名：_____

確認者：_____

● 入所にあたっての問診事項

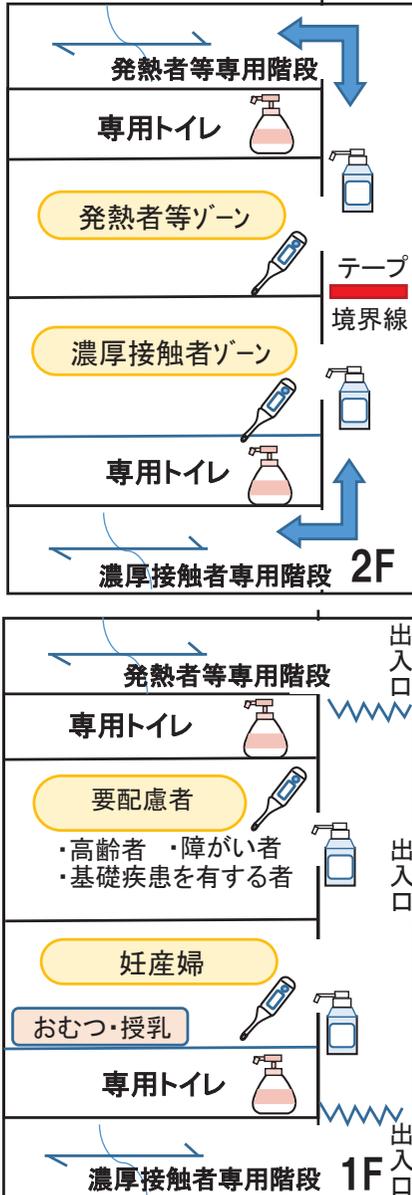
1	<input type="checkbox"/>	感染が確認されていて、自宅療養中でしたか。
2	<input type="checkbox"/>	感染が確認されている人の濃厚接触者で、健康観察中でしたか。
3	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者との接触はありましたか。
4	<input type="checkbox"/>	過去14日以内に、新型コロナウイルス感染患者の流行地域に行きましたか。
5	<input type="checkbox"/>	高熱が現在ありますか。
6	<input type="checkbox"/>	高熱が数日以内にありましたか。
7	<input type="checkbox"/>	強いだるさがありますか。
8	<input type="checkbox"/>	息苦しさ、咳や痰、のどの痛みはありますか。
9	<input type="checkbox"/>	においや味を感じにくいですか。
10	<input type="checkbox"/>	その他、感染したかもしれないと心配になる症状はありますか。

※ 認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）
「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック」を参考に作成

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付時〉

R2. 6. 10
第2版

＜専用スペース＞



専用階段、専用トイレの確保をする。(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的隔離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。健康な人との兼用は不可。)

専用スペースと専用トイレ、独立した動線を確認できない場合は、濃厚接触者専用避難所を別途開設することも考えられます。

軽症者等（一時的）

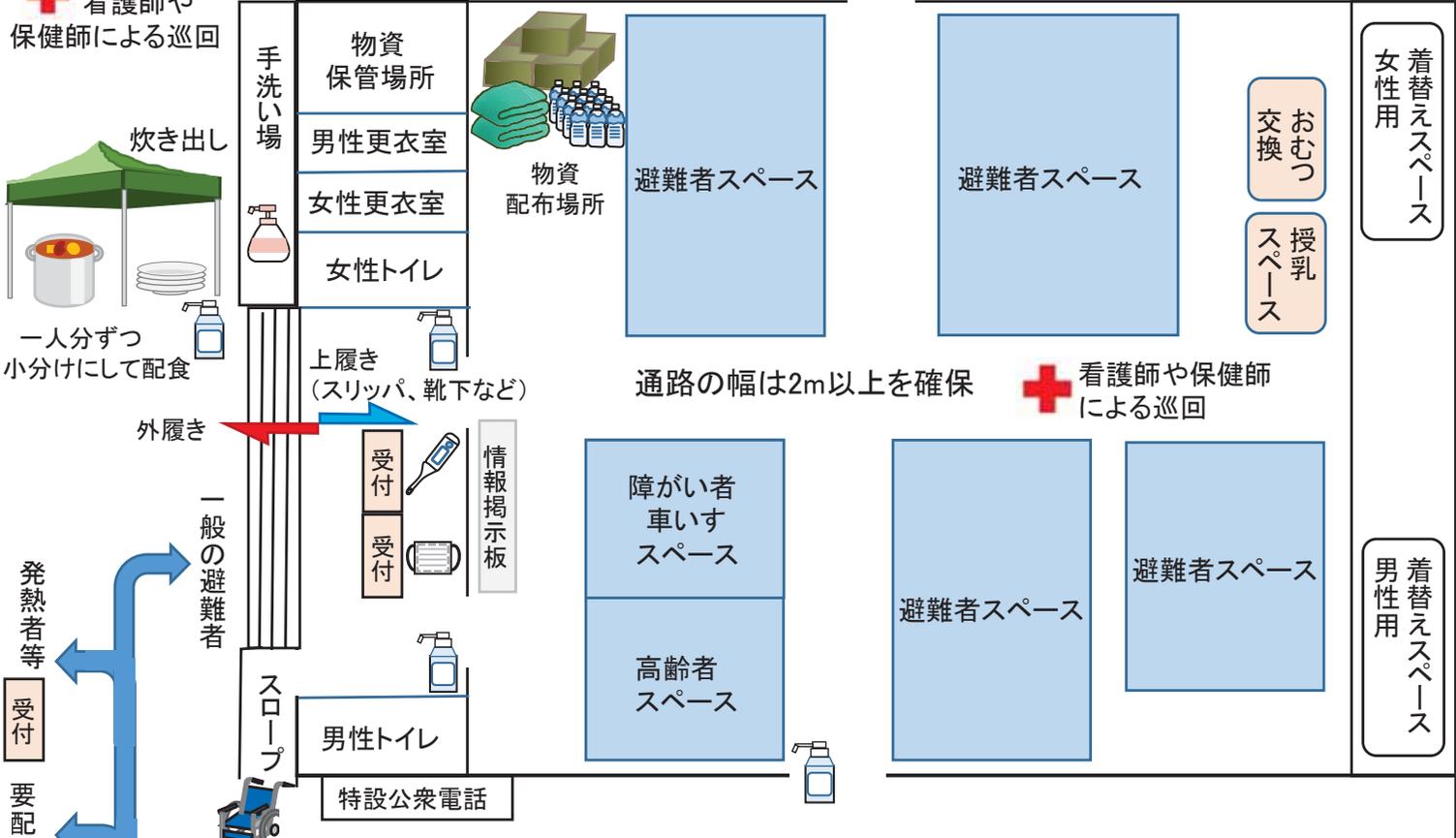
・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝えておくことが重要です。

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

＜集合スペース＞



看護師や保健師による巡回

炊き出し
一人分ずつ小分けにして配食

発熱者等 受付

要配慮者 受付

濃厚接触者 受付

受付等のテントについては、建物の窓の付近に設置しないよう留意する。

総合受付にて、滞在スペース・区画の振り分け（ナンバリング）を行う。
(マスク・体温計・上履き・ゴミ袋持参)

避難者

受付時でのチェック

- 避難者カードの記入
- 発熱、咳等、体調の確認
- 要配慮等の確認 など

用意するもの

- ・体温計（非接触型）
- ・マスク
- ・アルコール消毒液（手指用）
- ・次亜塩素酸溶液
- ・ハンドソープ、ウェットティッシュ
- ・フェイスシールド
- ・ビニールシート
- ・使い捨て手袋 など

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な人が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。感染対策やプライバシー保護の観点からは、パーティションやテントを用いることが望ましい。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する人・障がい者・妊産婦等が滞在中の場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

(例)

- 一家族が一区画を使用し、人数に応じて区画の広さは調整する
- 家族間の距離を1m以上あける

※スペース内通路は出来る限り通行者がすれ違わないように配慮する必要がある

テントを利用した場合

(例)

- テントを利用する場合は、飛沫感染を防ぐために屋根がある方が望ましいが、熱中症対策が必要な際には、取り外す。

パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

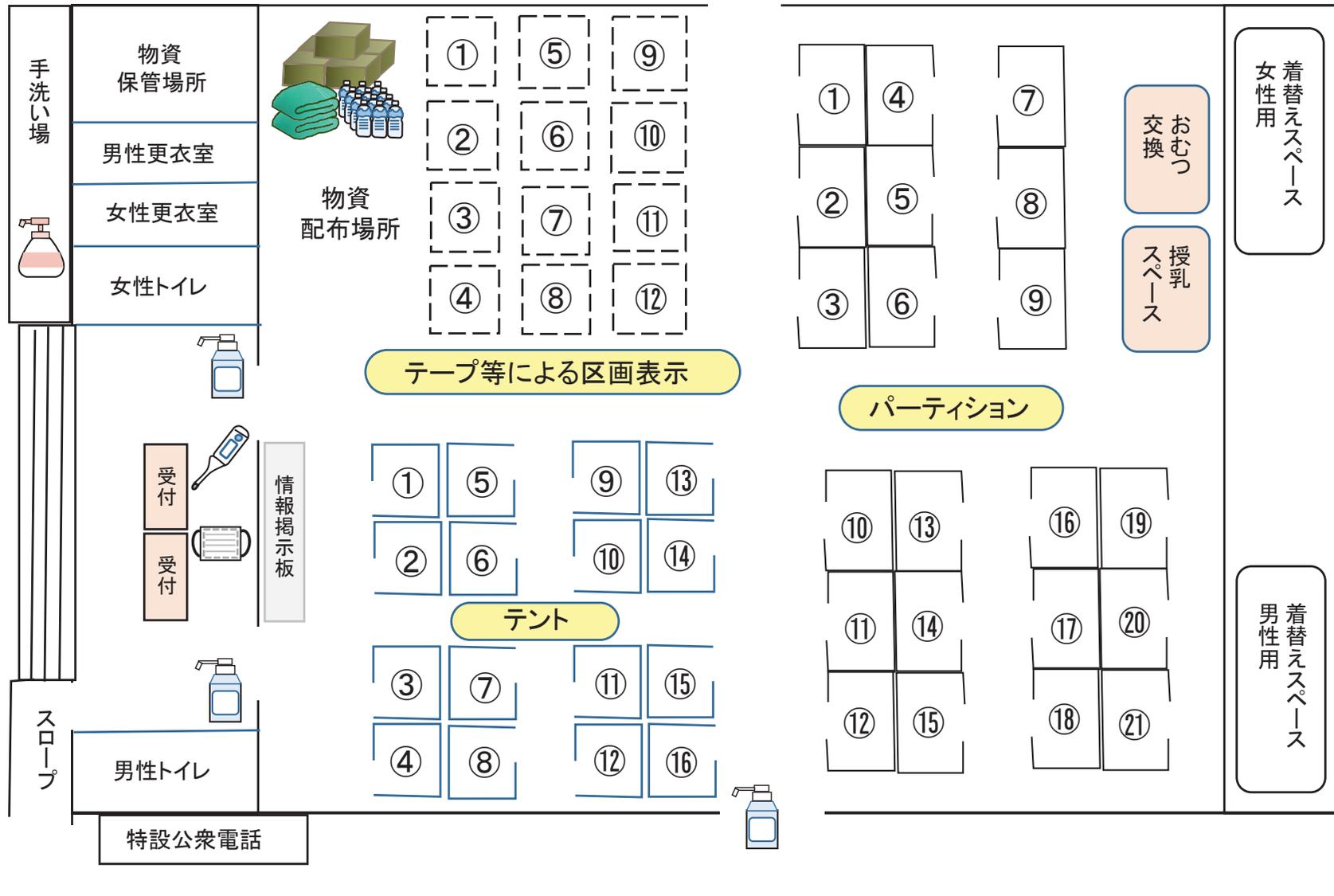
(例)



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。
 ※ 避難所では、基本的にマスクを着用することが望ましい。特に、人と人の距離が1mとなる区域に入る人はマスクを着用する。
 ※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

健康な人の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

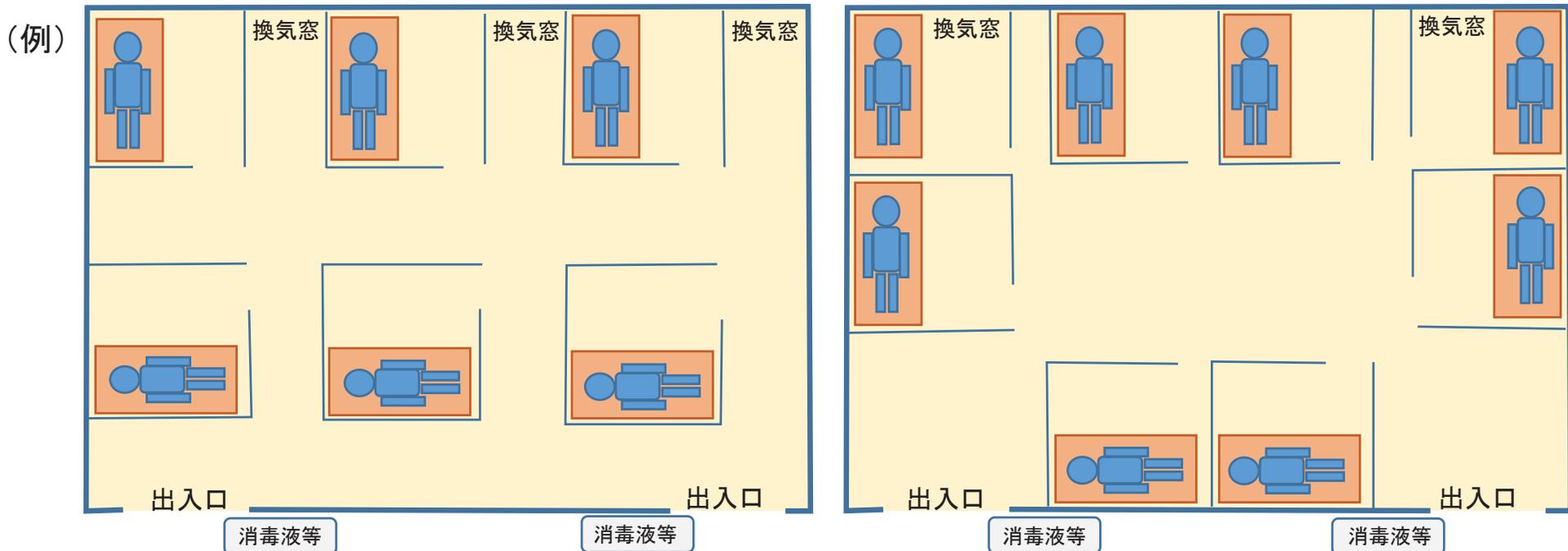
●テープ等による区画表示やパーティション、テントを利用する場合は、番号等を付し、誰がどの番号等の区画等に滞在しているか分かるように管理する。



発熱・咳等のある人や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

R2. 6. 10
第2版

- 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、それぞれ一般の避難者とはゾーン、動線を分けること。
- 発熱・咳等のある人は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある人より優先して個室管理とする。
- 人権に配慮して「感染者を排除するのではなく、感染対策上の対応であること」を十分に周知する。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにするのが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例：高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

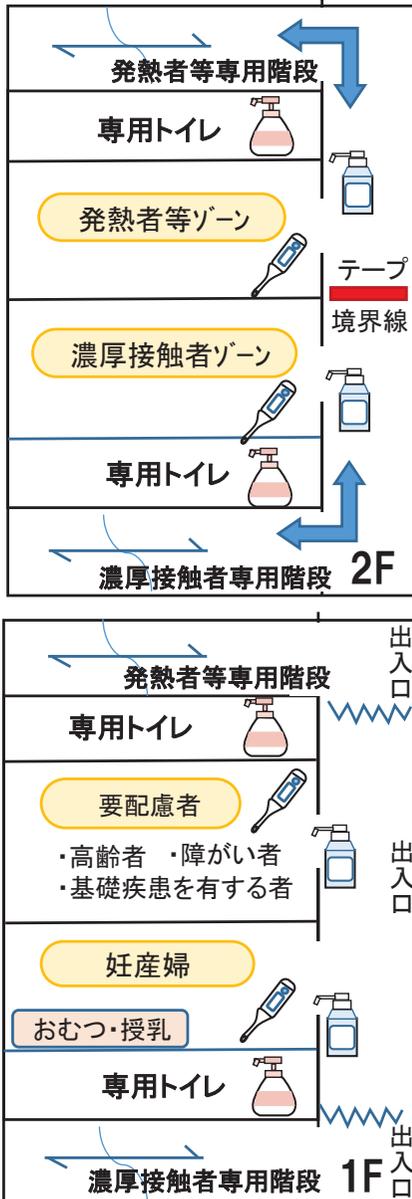
※ 発熱・咳等のある人及び濃厚接触者は、マスクを着用する。

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 6. 10
第2版

〈専用スペース〉



専用階段、専用トイレの確保する。
(専用階段について、確保が難しい場合は、時間的分離・消毒等の工夫をした上で兼用することもあり得る。)
(健康な人との兼用は不可)

軽症者等
(一時的)

・軽症者等及び新型コロナウイルス感染症を発症したと疑われる人の対応については、防災担当部局と保健福祉部局等が十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

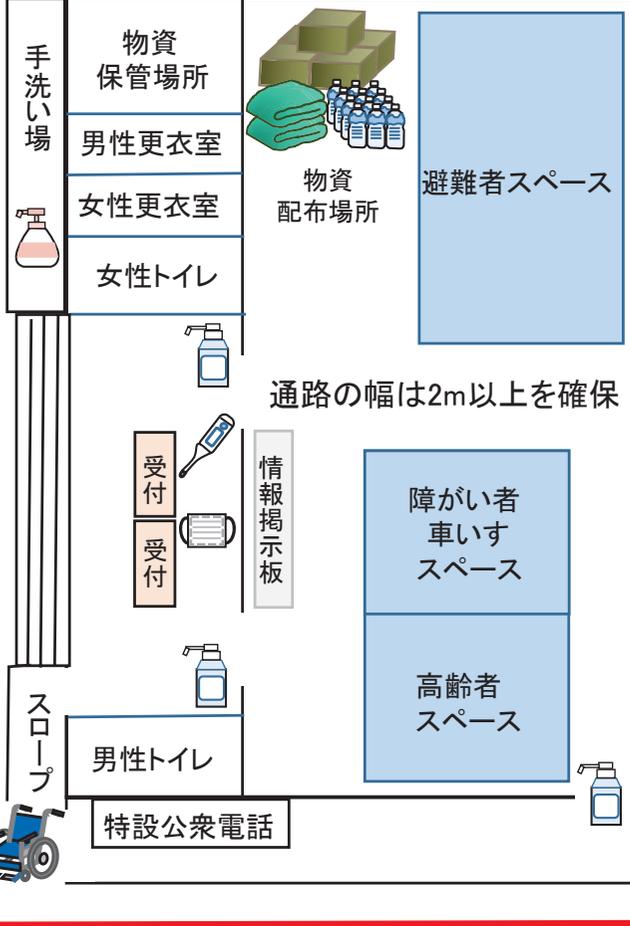
・軽症者等が一時的に避難所に滞在する場合、一敷地内の別の建物とする。
・同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレ、専用風呂等が必要

※軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することが適当でないことに留意する。

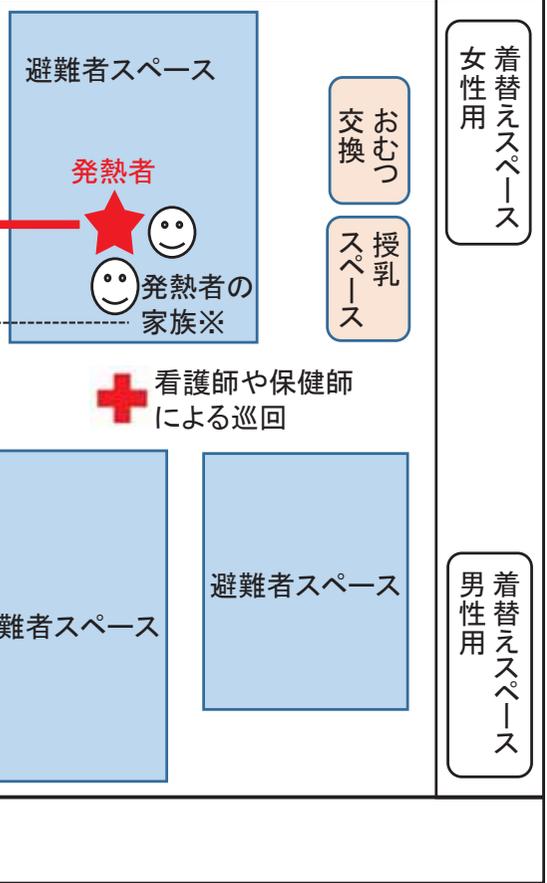
看護師や保健師による巡回



〈集合スペース〉



発熱者経路 (Fever patient route) - indicated by a red line.



※必要に応じて発熱者の家族及び同居者用の専用スペースを確保することを検討

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。